

# からしだね通信

2023  
12  
VOL.60

1. 巻頭言  
2~9. 「働く」を問う  
「障害のある人にとって『働く』とは？」  
「障害のある人たちの『働く』を支援するとは？」  
6~7. 「障害者虐待防止法」について、考える  
—京田辺市で起こった虐待「認定」騒動を見て—  
10~11. センター報告・ワークス報告  
12. お知らせと編集後記

## それぞれの「とき」

理事長 坂岡隆司

毎朝犬と一緒に散歩しているのですが、夜明けが遅くなり、朝が慌ただしくなりました。犬は今年15歳。年齢を重ね、だんだん弱くなってきました。特に今年の夏の暑さはこたえたようで、秋のはじめのある日、散歩中にパタンと横向けに倒れてしまいました。ビククリして病院に連れて行くと、肝臓の数値が異常に高くなっているとのこと。食欲もないので数日間点滴してもらい、何とか持ち直したものの、それ以来グーンと弱ってきました。かつて飛び回っていた公園も、そろりそろりと落ち葉をさわるように歩いています。

いつものように、いろいろな人とすれ違い挨拶をかわします。その中に重い障害の車いすの青年がいます。ヘルパーさんが彼の車いすを押しています。十年余り前、私たちが引越して来た頃、その青年はまだ子どもで、車いすはお父さんが押していました。それがいつ頃からか、彼と歩くのはヘルパーさんになっていました。青年の顔には少しばかり髭が生えてきました。やはり、青年に言葉はなく、すれ違う時ちよつとだけ犬の方に目をやるだけです。

愛犬がまだ若かった頃、私たちの朝の散歩は、さながら運動のようでした。活動的で力に満ち、時間とともに体のすべての感覚が覚醒していくという感じでした。そうした時の流れ方が、今はすっかり変わってきました。動いていたものが動かなくなり、できていたことができなくなり、すべてがゆっくりになりました。

私自身のことを考えると、愛犬の「弱さ」に付き合う時間がぐつと増えました。職場でも（仕事に連れてきています）、そと粗相をすることが多くなり、そのたびに手をとられます。スタッフは皆親切で愛情深いのですが、それだけに何だか私自身が情けなく辛い気持ちになるのです。でも、こうした不思議な悲しさが、とてもいとおしく大切なこととして感じられるのは何故なのでしょう。朝、ときどきすれ違う車いすの青年に流れた時間と、一生懸命生きてきたわが愛犬のこれまでの時間と、私自身の時間と、それらがいつしかゆっくりと二つになっていくような静かな感覚です。ギリシャ語には時を表す二つの言葉があるそうです。時間の経過を表す「クロノス」と、何かの意味を持つその時（神のとき）という場合の「カイロス」と。その二つとも大切なのだと思いました。

今年もあつと二言う間の一年でした。

皆様、素敵なクリスマスをお迎えください。そして幸いな新年になりますように。

# 働くを問う

2023年8月4日(金) 13時  
主催 京都市東部障害者地域自立支援協議会

## 「障害のある人にとって『働く』とは？ 障害のある人たちの『働く』を支援するとは？」

というテーマで、地域の就労支援をされている事業所を中心に様々な関係機関が集まりパネルディスカッション形式の研修会がもたれました。その研修会の一部を抜粋・要約し、からしだね通信 8月号に続いて福祉現場の現状を報告させていただきます。

ディスカッションのファシリテーターとして、京都市山科区で長年障害者支援（主に精神障害者を対象）の現場で働いて来られた、社会福祉法人オリーブの会の理事長 **眞川昌史さん** が進行役をしてくださいました。パネリストとしては就労支援事業所 SOLACO の **三王寺慎太郎さん**、京都市だいで学園の **谷口潤さん**、京都中小企業家同友会の **芳賀久和さん**、からしだねワークスの **嶋島愛信** の4名です。

今回パネリストの中に京都中小企業家同友会の芳賀さんが入ってくださったことは、福祉サイドからだけではなく見方も示され、大変勉強になりました。京都中小企業家同友会は経営者の親睦団体で経営に関する勉強会やつながりを作っていく経済団体だが、昔と違い自分の会社が良くなるためにというだけではなく、働く人にとって良い環境を作り、経営を通して地域課題に取り組み社会に貢献して行くことを目指しておられます。同会には様々な専門部会があり活動しておられるとのこと。芳賀さん自身は経営者であると同時に、障害を持つ子の親の立場でもあり、専門部会のひとつであるソーシャルインクルージョン部会に属し、障害のある人たちの就労に関して様々な形で取り組んでおられます。

「障害のある人にとって『働く』とは？  
障害のある人たちの『働く』を支援するとは？」

### 【福祉サービス・制度の成り立ち、変遷】

テーマについてディスカッションを始める前に眞川さんが、福祉の現場で働きながら感じてきた「福祉事業所の地域における役割って何だろう」というある種根源的なテーマを研究する過程で学んだことについて、簡単にとても分かりやすく語ってくださいました。

障害を持つ方々の働く場を、その家族が中心となって作っていたのが共同作業所と呼ばれる小さな作業所で、その最初とされているのが1969年（昭和44年）。当時は単に障害のある方の働く場を作るといって目的であったわけではなく、障害のある方の権利（市民権）が放置されているような時代であった。作業所ができたからと言って補助金などがすぐに出ることもなく、当事者とその家族たち等が働く場（共同作業所の活動）を通じて社会や行政に障害者の権利を訴え続けることでした。結果、後に福祉的な活動、作業所に対して補助金が出るようになり、制度の整備につながっていきました。

経過としては、必要ありき ↓ 訴え（運動） ↓ 制度の順で整えられて来ました。

それに対して現状は、制度ありき ↓ 新規事業所設立・認可 になりつつあり、「福祉事業所の地域における役割って何だろう」という根源的な問いを持たない（通らない）で設立されて来た事業所も多くなっている。それが今日の課題とながっているのではないだろうか。

一方で、障害者の就労を支援していく方法は必ずしも就労継続支援A型、B型だけが担うわけではなく、企業において進む障害者雇用の中には中小企業家同友会のように社会の義務であり企業にもメリットのあることとして捉え、障害の有無に関係なく、積極的に働きやすい職場環境を作ろうとしておられる会社、経営者も多くおられます。

また、社会的事業と呼ばれる、福祉制度を利用しないが障害者を様々な形で雇用したり、社会的弱者と呼ばれるような人たちに雇用の機会を作っている活動も存在しています。



### 【パネリストの自己紹介と一言ずつ】

**眞川** オリーブホットハウスやひだまりクラブなど先導事業所の後を追って18年目を走っているが、この3事業所だけを見てもそれぞれ色が特徴がある。利用されている方々のタイプにも違いがあるように思うが、それぞれ福祉制度を利用して就労支援をする事業所として独自のアイデア、考え方、支援の方法で運営していて、違いはけっこう

あるのではないかと思っている。自分に合った場所を選ぶという意味で、利用者の選択の幅が広がる福祉事業所としての多様性と言えないかと思えます。

先ほど眞川さんからお話があったように、就労支援事業所（共同作業所）の成り立ち、必要から始まり出来上がった来た制度の変遷を知っているか、それらを踏まえた上で多様性と、そこから外れた（よつに見えぬ）、そもそもそのマインドを持たない事業所が増えてきているように感じます。「働くを問う」というこの研修会のテーマを考えると、福祉制度を使って就労支援事業所を運営する者として、本気で働きたいという人に支援としてどう関わるか、我々自身も一度問い直すタイミングに来ているのではないかと感じています。

**眞川** 現在 B 型事業所を始めて7年くらい。もともとは飲食店をやっていた。私も障害を持つ子の親の立場でもあり、放課後等デイサービスに通っていたが、突然放デイが廃止になってしまった。理由は「虐待」「不正請求」による認可の取り消しだった。それから、先行きに危機感を覚え、子どもを将来を考え、また同じような立場の人と一緒に働いていける道としてB型事業所を立ち上げ、今日に至っています。

**眞川** 虐待、不正請求、認可取り消し等のニュースは頻繁に耳にするし新聞などでも取り上げられています。事業所を運営する立場としても大変気になるところで、その辺りの話もこの後ディスカッションされることを期待しています。

**谷口** 京都市だいで学園は2003年発祥。福祉予算は年々増額しているが、事業所数も増えているし不正請求も増えている。結果、報酬改定で報酬単価の減額という悪循環になっているように思います。

事業所は運営を維持・継続するため利用者を獲得していかなければいけないし、そのためには「魅力的な事業所」を作る必要があります。自事業所での職員の待遇改善や職員研修などで、福祉マインドの継承や魅力ある事業所を作っていく必要を感じ取り組んでいます。

**眞川** 先ほど利用者獲得というワードが出てきたが、事業を運営・継続するためにはとても大切な要素だが、高い工賃を出すためにバリバリ働ける方は受けるが、一日30分しか働けない方は困ります、というような事業所が増えていくように思います。

福祉制度を利用して行う事業所が何かの基準で利用者を選別することは個人的には異常だと思っし、福祉としての就労支援の意味があるのか？と感じています。その辺りを我々福祉分野の立場とは違つ、同友会の芳賀さんに聞いてみたいと思います。

**芳賀** 私は親の立場、経営者の立場、支援者の立場があり、少し俯瞰して見られる立場なのかなと思っています。私が話すことで何か気付きのようなものがあれば嬉しいです。まず親の声として支援学校卒業後の行き先が無いという場所がないのか？これは本人にとっても親にとっても切実な問題です。

また、本人や家族、あるいは福祉の立場にいる人たちにあって、働くことは全ての人の「権利」と位置付ける見方がある。一方で、同友会のソーシャルインクルージョン委員会の研修会で聞いた話で、教育・勤労・納税は全ての国民の義務であるという視点。働いて税金を納めることが義務であるとするなら、働けそうな人、働きたい人がその義務を果たさずとするなら、企業はその人が働きやすい環境を整える義務があるという観点。障害があっても働けそ

うな人には働いて税金を納めてもらう、国からお金をもらう立場から税金を納める側になるということです。そういう意味では中小企業と言えども、できるだけそういう人たちを取り込める態勢を作ったり、受け入れていく枠組みを広げていく取組みが必要だということです。

それでもいきなり企業就労が難しかったり、段階が必要な人たちが福祉的な就労支援、特にA型B型を利用するということになると思います。ただ、そこにもできるだけ次の段階、企業就労へつなげていく可能性をもって支援する意識が必要だと思っています。

企業就労が難しい支援学校の卒業生やその親はA型やB型に「就職する」という気持ちでいる。受け入れる事業所もそこかも知れないが、まずは企業就労を自指しその可能性を探るという意識に少しずつでも変える必要がある。企業側はその受け皿として応える準備をしていく。この子がかつたら社会の一員としてその義務を果たしているのかという意識をそれぞれの立場が持つということがとても重要だと思っています。

**眞川** 「義務」という視点は面白い、とても大切なポイントだと思っ。働いて納税するということが義務であるなら雇用する企業の方がその義務をばたすためにはどうしたらいいのか？を考えると、それはとても重要だと思っ。そう考えると、働くことを支援するのは私たち福祉の側の人間だけではななく、いろんな立場の人ができると言えます。

昨今、B型の利用者が減っているとして、その理由が企業側の受け皿が広がって彼らの働く場が増えたのであれば、それは決して悪いことではななく、B型事業所が企業就労へ送り出すことを目指す立場であるとするなら、私たちの仕事をした結果だと言えるわけです。障害のある方の働く場や機会が増えた結果であるなら、現状の見え方も変わってくるのかも

知れませんが。

それと今の現実として利用者の選別など、そういう面での実際って、鍋島さんどんな感じですか？何かあれば。

【就労支援の最近の様子と傾向】

最近の世の中の風潮、価値観の変化の影響を福祉の分野も色濃く受けているように感じています。利用者が増えないと事業所の運営は成り立たない。専門性の高い職員を雇用し必要な経費を出していくには当然利用者を増やす(獲得する)ことを考えなければならぬ。ただし、そのために労働の伴わない高い工賃を売り文句にするというのは、福祉の就労支援そもそもの在り方としてどうなんだろ...とても違和感を感じる部分です。

一般的にも言えると思いますが、楽で高い給料というのは何か裏があるか、騙されているか、施しの部類くらいしかないと思う。パートに応募する人が後を絶たないような社会の風潮につながるように感じる。また施しの部類は緊急かつ一時的なものは別として、働かなくても貰えるよという形で受けるものは、人間としての尊厳を傷付け、知らず知らずのうちに魂を蝕んでいくと思う。労働の伴った働いて得る給料、そこにはしんどさや苦勞もあるが、その先に感じられる喜びや充実感もある。制度の無い時代に作業所を立ち上げて行かれた親御さんたちは、しんどさや苦勞も含めて働く喜びを普通に味わってほしいと願って来られたと思う。もし働いた気持ちにさせるだけのような支援、関わりがあるとするなら、それは福祉の就労支援とは違ったものになってしまっていると思う。今我々は何を追いかけるべきか、働かざるを得ないのか、働くことを改めて問い直さなければいけないと感じています。

ちなみに前にA型事業所が大量解雇して廃業したと

金がベーシックインカムとして受け取った場合、あなたはそれでも働きますか？働かせませんか？(会場の反応は多くが「それでも働いてほしい」ということだった。)

もしそうなら、働くことの価値はお金で測るだけじゃないということだと思っただけです。是非これをメンバー(利用者)さんに問うてみて欲しいんです。

最後に、重度の障害を抱える方にとって「働く」とはどのようなことだと感じますか？という入場からの質問です。

必ずしも労働とそれに伴った対価を得るだけが「働く」ということではない、誰かの役に立つ、ありがたいうちで働けることも素晴らしい、働くことの意義をきちんと言葉にできるということも大切なポイントだと思います。その価値を考え続けることも福祉従事者である私たちの役割だと思えます。最後にパネルリストから一言ずつお願いします。

【働くことの意義 就労支援とは？】

働くって確かにお金だけではないですが、障害年金だけでは生活していけないし、B型の工賃で最低6〜7万円ないと難しい。そこをどうやっていくかもひとつの地域課題なのかもしれません。

日々利用者さんと一緒に働いていて思う事は、一緒に喜んだり、悲しんだり、怒ったりしながら、でも気付いたら一緒に成長していつか感じるられる、そういうのが就労支援の現場で魅力として感じられることだと思っています。

今回「働く」の意味を問うというテーマでしたが、とても大切なことだと改めて思いました。重度の障害を抱える方にとって「働く」とは、どういったことでもありたい

というニーズがあったが、特定求職者雇用開発助成金(特開金)というのがあって、障害者を雇用することで受けられる国の助成金(120万〜240万円)を目当てに、上限まで受けたら廃業してA型利用者を 解雇する事例が全国であった。また、魚の養殖をしますと謳っている事業所に行ってみたら金魚のエサやりだったり、パソコン教えますよという事業所に行ってみたら好きにパソコン使ってくれたらいいですよ!だったり、入り口はきれいに見えても中身が伴っていないというような所が実際にあります。たくさん参入してへるごころによってそういう問題も起こってきていると思う。

会場からの質問が届いています。在宅支援についてどう思いますか?とてもいい問いだと思えますが、パネルリストの皆さんはどうですか?

だいたい学園は療育手帳をお持ちの方と発達障害の方が主な利用者なので馴染まない面もある。本人も家族も大半が希望しなかった。在宅でしっかりと支援を生産活動プログラムを組むことは職員体制からも非常に無理がありました。

在宅支援が必要、有効な対象者もあるだろうという思いではない。何でもそつだが制度ができたならそれを利用する時に、本来すべきことがあるが、できるだけ楽な方法を取る、体裁だけ整えるような方向に行ってしまうことがあります。

そもそもこのころで、集まることを目的にできた作業所は集まる事で自分だけじゃないとか、あんな風な生き方があるんやとかに触れることでお互いに刺激を得る場となってきたが、働くというところにフォーカスし過ぎると、作業さえしていればいいという感じになってしまっている。在宅支援が良いとか悪いとかではなく、そもそも集まるための

社会福祉分野で働く者としては更に根源的な、一人ひとりの存在の意義を問うということから始まるのかなと思います。ひとつのエピソードですが、祇園祭の縁起物の「ちまき」が品薄で手に入らない、調べてみると限られた人が大量に買って、ネットで2倍、3倍の値を付けて転売している実態が浮かび上がって来たそうです。手取り早く儲ける、楽して儲けるような風潮があらわれている中、でも働くってそういうことじゃないんじゃないか?お金はとても大切だけど働くってそれだけ?と問い直し続けることをしていかなないとダメだし、今回は「働くを問う」というテーマでしたが、社会福祉の意義を問い直し続けることもしていかなければいけないと思えました。

働くことの意味のお金以外の部分を育むのは、やはり親であり支援者の方々であり、会社の役目でもあるのかなと思っただけでも、先ほど少し触れましたが、仕組みでいうともっと流動していかなければいけないと思えます。縦の流動、働ける人は企業就労を目指していく。そのためには連携が必要で、就労移行はもっと企業と、A型・B型はもっと就労移行や企業と、生活介護はA型・B型で、それぞれの立場が少しずつ上向きの流動性のイメージをもっていたらいい。同時に縦の連携だけではなく横のつながりも必要で、例えばこの利用者さんはうちよりあのB型の方が合うんじゃないか、あちらの方がもっと力をつけてもらえるんじゃないだろうか、というような情報共有や連携が今後ますます必要になるんじゃないかと思っています。

いろいろ話して来ましたが、一人の利用者さんを見た時に働くと言っても実際にはそれだけでは無く、支えてくれる家族がいたり、ヘルパーさんがおられたり、グループホームがあったり、相談を受けてくれる人がいる。それらすべてが重なって結果としてその人が働く

場であるという意味を考へる時に在宅支援をするべきなのかどうかというのも見えてくるように思う。そしてこういうことを改めて深く考えなきゃいけない「在宅支援」がもたらしてくれたとも言えるのではないだろうか。

もうひとつすごい質問をいただきました。「利用者さんはお客様でしょうか?支援とお客様のニーズを満たすのは違うのではないのでしょうか?」とすごくいい問いだと思えます。

私はお客様ではないと思います。前段で話したように本人や親御さんがその事業所を利用する際に就職したという思いがあるならなおさらお客様ではないと思います。

ひとつの問題点は事業所が提供する支援と、事業所が受ける支援に対する報酬が釣り合っていない現状がある。報酬単価が決まるのは支援の質とは違う基準(利用人数や工賃の額)で決まっています、質の高い支援がなくても人さえ集まっていれば収入が増えるという仕組みの部分に何か問題があると思います。

私自身、親の立場として感じることは、事業所が利用者をお客様と認めているかどうかという事の前段に、利用者自身やその親御さんが、自分たちはお客様だと思っただけでいるところもあるんじゃないか。自分の子は障害があるんだから、二十二二でもらって当たり前と思っただけで、できる範囲で社会経済活動に参加し貢献していくというスタンスを、すごい底辺のところから変えないと解決していかない問題だと個人的には思っています。

福祉側の人たちが集まっていたんでは出てこないお話なんじゃないか、重みがあるなと思っただけでもらいました。SDGsの中の貧困を無くすという取組みから世界的に「ベーシックインカム」に関する議論がされています。

会場にお聞きしますが、ある程度生活して行ける程度のお

ことができている。そういういろいろな部分にもちゃんとフォーカスしてその実践を継続していく。時にその実践を持ち寄ってちゃんと言葉にして確認し合えるような地域づくりをしていくことが自立支援の意味でもあると思うので、これを機にこれからはますます関わりを深めていって欲しいと思っています。

【研修会を通して】

からしだねワークスのある京都山科は京都市の福祉圏域では東部(東山区、山科区、伏見区醍醐)に属しています。東部自立支援協議会には医療的ケア児者の支援に関する「医ケア部会」、グループホームの横のつながり作りに関する「グループホーム部会」、触法障害者の支援に関する「触法専門部会」、災害時の対応や連携を考へる「災害専門部会」などがあり、様々な地域課題に対して活発に取り組みがなされ、行政や国に対する政策提言の機能を果たしています。

今回は就労支援の現状から「働くを問う」というテーマで、様々な立場からの視点や意見を出し合う有意義な時間となりました。「ミッションからしだね」の立ち上げが2006年6月で、現在18年目を走っています。この間、法律や制度も変化していますが、社会の様子も大きく変わり、人々の価値観も変わって来たように感じます。就労支援に関わらず、社会福祉の役割や、変化と共に変わっていくべき物事と変えてはいけない物事をしっかりと見極めるためにも、様々な立場の人たちとオープンに議論し、自らにも問い直し続けることが大切なのだと感じています。



# 障害者虐待防止法 「考える」

## 「京田辺市で起こった虐待」認定「騒動を見て」

すでに新聞各紙で報道されていますが、京田辺市にある就労継続支援B型事業所「さんさん山城」で虐待認定にまつわる騒動が起きています。

事業所の施設長と管理者が、そこで働く（施設を利用して）障がい者を虐待したとして京田辺市によって「虐待認定」されたものの、「認定」された側はこれに納得せず、取り消しを求めて反論しているというものです。さらに、施設利用者、職員も、施設長や管理者と一緒に京田辺市に対し認定の取り消しを求め抗議しており、その中には虐待を受けたとされる当の利用者もおられ、「虐待は無かった」と訴えているという異常事態です。

さらに、その経過の中で、「虐待認定した」側の

京田辺市職員が、「虐待を受けたと認定された」当事者側から「虐待通報される」という、トンデモナイことも出てくる見込みです。

ところで、私もミッションからしだねも、同じ福祉事業所を運営している立場でもあり、また支援センターでは、京都市内の虐待判定会議のメンバーとして、虐待判定やその後の当事者支援に関わっていくのでその立場からも、この問題には強い関心をもって、いろいろなことを考えさせられています。そもそも、この騒動の中心にある「障害者虐待防止法」とは、いったいどういう法律なのか。はたして私たちはこの法律や制度の趣旨や中身をどれだけ理解しているだろうか、また課題

があるとしたらそれはいったい何か…と。

そこで、この機会に、これらについてあらためて考えてみたいと思う次第です。これは、決して他人事ではなく、自らの問題であることを思います。同時に、大げさかもしれませんが、これはじつは、日本の障がい者福祉のあり方にかかわる大切な問題であるようにも思っています。

なお、ここでは、京田辺市とさんさん山城、どちらの言い分が正しいか、ということは問題にしていません。あくまでも、福祉の本質に照らして考えたとき、いまの制度にはどんな問題があるだろうか、そしてあるべき方向はどんな方向だろう、それを現場の視点から考えてみたいというのがこの記事の意図です。

### ●さんさん山城が、「障害者虐待」と認定された経緯

さんさん山城は、農林水産省と厚生労働省が連携して推進する農福連携（障がい者等の農業分野での活躍と社会参画を促しつつ、農家の高齢化等による担い手不足を解消し、農業と福祉双方の課題を解決して良い効果をもたらすことを目指す連携）の先進的な取り組みをし、福祉が地域を活性化していくお手本のような事業を展開してきました。その実績は全国に知れ渡り、ひっきりなしに見学者がやって来るそうです。私達もこの夏、施設見学をし、「コミュニティカフェでランチを楽しみました。地元の特産品を使ったランチは安価で美味しく、職員の方の「地域が障がい者を支援する」というより、障がい者が地域を支援するのです」という言葉が印象に残りました。

ところが、そこで障がい者虐待が起きた…？とても驚きました。

事の発端は、さんさん山城の利用者Aさんが、利用者Bさんから日常的に金銭や食べ物を取り上げていたことです。Aさんの背後には、利用者ではないCさんという人物がいて、そのCさんに引きずられて、AさんはBさんから金銭と食べ物奪っていました。Bさんから相談を受けた職員が、Aさんと面談を重ねて恐喝行為をやめるよう注意し、Cさんとの付き合いもやめるように説得しました。Aさんは「Cさんとは会わない」と約束したのですが、かくれてCさんとの付き合いを続け、その行為をあらためることはありません

でした。また、Aさんが半年以上もBさんの晩御飯を脅し取っていたことが判明し、それでどうとう、施設はAさんとの利用契約を解除した、というものです。その後、「施設長と管理者が利用者（Aさん）を虐待した」として京田辺市に虐待通報があり、市の調査を経て、虐待判定会議がひらかれた結果、虐待が認定されました。

### ●何をもって「施設従事者による障がい者虐待」と認定されたのか？

まず、この制度の根拠となっている虐待防止法について確認したいと思います。

#### 「障害者虐待防止法」

障害者虐待防止法は、正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言い、障がい者虐待を、「養護者（親など）による虐待 ●障害者福祉施設従事者による虐待 ●使用者（職場の上司等）による虐待」と定義し、虐待の類型を「①身体的虐待（身体への暴行、理由のない身体の拘束） ②放棄・放任（衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、福祉施設内の職員や利用者に虐待されていることを知りながら見て見ぬふりをする行為） ③心理的虐待（著しい暴言、著しく拒絶的な対応、差別的な言動によって著しく心理的外傷を与える言動） ④性的虐待（わいせつな行為をする、させる） ⑤経済的虐待（金銭の搾取など）」としています。

### ●見えてきた課題

以上の出来事の中から、顔を出してきた疑問、もやもやをあげてみます。

#### ①虐待防止法の対象範囲が限定されているのはなぜ？

この法律によれば、障がい者虐待を、擁護者と施設従事者と使用者の三者に限定しています。ほかに医療や教育などの分野でも虐待はありうるでしょ

う。なぜこの二者に限定するのでしょうか？今回も障がい者であるAさん側から、「京田辺市職員に虐待された」として、京田辺市に通報しましたが、市職員は対象外だとして、この通報は受け付けられませんでした。また施設内でのAさんのBさんへの恐喝行為は、あくらかに「虐待」のはずですが、これはこの法律の対象外です。なぜ？

② 判定の担当者は、本主に専門の知識や経験を持っているのでしょうか？

支援とは、当事者の一つの行動だけに焦点を当ててものではなく、問題の起きた瞬間だけに焦点を当ててもありません。紆余曲折の経過があったことを理解し、当事者を取り巻く広い人間関係の中に広がる波紋と波紋のぶつかり合いを読み、「では、今この時、この瞬間に、誰にどのような働きかけをするのがベストなのか」が問われます。支援者の悩みは尽きず、そう簡単に正解があるものではありません。それだけに、虐待かどうかを判定・認定する立場の方々には、支援についての相当の知識と理解が必要です。虐待を判定する人の能力や経験、制度の理解度等に、自治体によってばらつきはないのでしょうか？A市では「支援」の一環と受け止められる出来事が、B市では「虐待」になるなど。

ちなみに、障害者虐待防止法では、「市町村等における専門的に従事する職員の確保」市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援

「虐待」は「犯罪」と紙一重のところであり、「虐待した人」は「犯罪を犯した人」と同等の目で見られます。これもひとつの社会的な「裁き」になるのですが、障害者虐待防止法上は誰も裁いていないので、「虐待した人」「虐待された人」と認定された人達がその「認定」に異議を唱えたり、再調査を求める場合は、この法律・制度上には見当たりません。個人情報保護や虐待者を取り巻く人間関係を壊さないことが最優先となり、虐待と認定されるかされないかの根拠になる「事実」をどう確認し、何ををもって「虐待」と認定したのか、あるいは「虐待」と認定されなかったのか、というプロセスを開示する必要はない、開示しないほうがよい、という理屈になります。場合によっては、虐待認定の結果すら、虐待通報者にも虐待を疑われた側にも、知らされないことがあります。

今回の事例では、京田辺市議会で、ある議員さんが認定の経過や結果に疑義があると質問しています。でも市側は一貫して、個人情報なので詳細は回答できませんと答弁していて、議論が全くすれ違っていました。行き過ぎた「秘密主義」で、この次第があいまいにされたまま、「支援体制」が組まれるとしたり、新たな人権侵害や「虐待」がおきほしないうつらうか？

⑥ 弁明や検証、異議申し立ての機会がない。「虐待者」とされた人の人権は？事業所の名誉や利益が不当に棄損されることはないか。

並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、**障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し**、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。(第34条)とされています。

③ 社会一般の常識とずれていないか？

たとえば一般の会社で、従業員が他の従業員に継続的に恐喝を行っていたことがわかり、加害者側の社員が、即刻クビになったとして、その社員は「心理的虐待を受けた。著しい心理的外傷を負った」と言うのでしょうか？障害があってもなくても、他人の金銭や食べ物脅し取ってはいけません。他人の権利を侵害し、社会的なルールに反することをしたなら、きちんと責任を取っていただくことも、相手を一前の人として、社会の一員としてみる大切な視点だと思います。逆に「障がい者だから、しかたがない」とすることの方が差別的で問題です。このたびの京田辺市の騒動で言うなら、そのような視点を持って、虐待判定会議が進められたのかどうか、気になるところです。一般社会での人権感覚と障害者福祉での人権感覚にズレはないのでしょうか？

④ 判定基準があいまいな場合は、いっそう慎重に判断すべきでは？

おそらく虐待防止法の中でも、一番判別しにくいのが、**②放棄・放任** **③心理的虐待** だろうと思いま

一番懸念されるのが、「虐待したとされた」人の人権です。また事業所の名誉と利益です。人権にかかわる重大事に、弁明や疑義のあった時の検証、再調査の機会がないというのは、とても怖い話です。

⑦ 虐待認定の詳細を隠して他の意図をもって人を「裁く」こともできるのでは？

たとえば施設内での虐待の場合、当然、虐待認定後に「虐待をした」とされた者の処分が組織内で行われることになるでしょう。いくら「障害者虐待防止法」では裁かないと言っても、結果としてやはり「裁く」ことになるのです。異議申し立ての場がないということは、ひどい場合、目障りな人間を一方的に裁いて処分するために、この法律を用いることも可能になるということなのです。

⑧ 「冤罪」を生むおそれも。

虐待だと認定されたが、実は虐待ではなかったという「冤罪」を防ぐ手立ても、「裁くための法律ではない」ので、どこにも位置づけられていないように思います。「冤罪」は起「り得ない」という前提の制度運用になっっていないのでしょうか？虐待者とされた側の人権、名誉、社会的信用はどう護られるのでしょうか？

⑨ 支援の現場からの乖離

「虐待」が「犯罪」と地続きにあるため、ケースによっては、犯罪として警察事案になる場合があります。警察の手に渡ると、一気に福祉の手から離れてしまいま

す。**「著しい暴言」「著しく拒絶的な対応」という言葉**が出てくるのが、その判断基準の、曖昧さを物語っており、「著しく」なければ「虐待」にならないとも読めてしまうのですが、これは虐待の程度のことを言っているのではなく、人間の言動は角度によっていろいろ見え方をするから、慎重に判断しなければならぬ、という意味ではないかと思えます。今回の騒動において、はたしてこれが**②放棄・放任** **③心理的虐待**に該当するのかわ？と問われれば、少なくとも今出ている情報からは、どの障害者施設でも行われ得ることのように思えます。もし一般社会なら、従業員としての恐喝事件に対処した上司も「虐待」だと非難されることになってしまいます。ですから、ここは曖昧にせず、「著しく」と認定された点は、具体的に何を指すのか？「虐待されていない」という当事者の主張を退けた場合はなおさら、「著しい心理的外傷」がどのような症状として表れているのか、「なんとなくそう感じた」という感覚ではなく、科学的な根拠に基づいて、慎重に判断すべきと思えます。

⑤ 過度に秘密主義になっていないか？

「誰かを裁くための法律ではない」という理屈からとにかく秘密裡で物事が進んでもしかたがないとされることが多いように感じます。「誰も裁かない、誰も裁かれない。優先すべきは、虐待を防ぐこと。そのためには渦中にある当事者に情報を全部出さなくてもよい」という考え方のもとに物事が進みます。しかし一方で、

す。そうすると、実際に虐待が行われている現場が放置されてしまい、しかもいつまでその放置状態が続くのかもわからない、ということにもなります。たとえばある施設で性被害の通報があっても、「証拠隠滅を図られると警察の捜査の邪魔になるので口外しないほしい」と言われれば、外からは誰も介入できないということが、実際にあります。福祉的アプローチからすると、被害が広がる前にすぐ介入が必要だと判断しても、です。そういう場合を、障害者虐待防止法は想定していないように思います。

⑩ そもそも、障害者虐待防止法とはなに？

障害者虐待防止法その制度運用は、本主に虐待された個人を守るものになっているのか？本主に、虐待のない社会を自覚するための運用ができていくか？福祉の現場で実際に起きていることをみると、疑問に思っている人がいくつも出てきます。そもそも虐待を防止するとは誰が人権を守るべきだと思えますが、障がい者の人権を守ると同時に、関わるすべての人の人権や名誉もきちんと守られているだろうか。むしろ逆に「人権や名誉を傷つけ損なうもの」となっていないか。万が一そのあたりを問題として

以上、思いつくままに羅列してみました。最後まで読んでくださった皆様、関心を寄せてくださり、ありがとうございます。障害者虐待防止法、皆さん山城で起きていることをテーマにして、このあたりで、みんなできっとり考えてみてはどうでしょうか。

# センター報告

からしだねセンターでは、「お金がない」という相談を頻繁に受けます。「食べるものが買えない」「携帯代が払えない」「電気やガスがとまる」「家賃を滞納している」という差し迫った内容で入ってきます。

からしだねセンターで支援をしている人たちのほとんどは、福祉の支援の対象者です。決して経済的に豊かとはいえませんが、生活保護や障害年金などによって、金銭的なサポートを受けておられます。最低限の生活が保たれ、本当にお金がない人たちはありません。

しかし、この「お金がない」という切羽詰まった訴えは年々増えているだけでなく、ちょっと考えてしまふような、やっかいな内容になってきたと感じます。本人がお金を必要以上に使っているという自覚のないまま、気づいたらお金がなくなっている、そして気づいたら生活が破綻していた、というものです。

私たちの社会では、現金でお金をやりとりする機会が目に見えて減りました。クレジットカードやスマホなどによるキャッシュレス決済が当たり前になっています。

お店にわざわざ行かなくても、貯金がなくとも、スマホやパソコンで欲しいものが簡単に購入できてしまいます。ゲームで課金して、新しいステイジに行くことができます。



主任 武山里子 (精神保健福祉士・相談支援専門員)

「お金がない」と言う人たちの多くは、このキャッシュレス決済によって、自分にいくらお金が残っているのかも確認しないまま、次々に欲しいものをクレジットカード一つで手に入れていきます。いや、手に入れた実感があればいいのですが、そんな実感もなく、何となく買ったのかも少しないけど、放置してそのままになっていることも少なくありません。

ただ、クリック一つでなんでもできてしまう生活に一度慣れてしまうと、その習慣から離れることができなくなります。

「お金がない」の相談を受けた私たちは、とりあえず、住むところと食べ物が増えないように「支援」をします。管理会社や大家さんと交渉して、滞納分の家賃を分割で支払うので、立ち退きを待つてほしいとお願いします。フードバンクにお願いして食料を届けてもらいます。果たして、そうすることで、「お金がない」方の生活はよくなるのでしょうか。

悲しいですが、全然変わりません。同じ訴えを繰り返して、幸せそうには見えません。



しかし、最近、「お金がない」を繰り返していた人

に良い変化が見られるようになりました。彼は、携帯料金の滞納が続き、2か月ほど前に利用ができなくなりました。スマホがなくなったので、ネットの買い物もできなくなりました。外出には支援者の同行が必要で、ネットの買い物ができなくなると、支援者と一緒に買い物に行かないといけません。それも現金で。始めは店で好きな物を好きなだけ買いましたが、みるみるお金が無くなり、通帳の残高が0に近づいたので、少しずつ支援者に相談しながら買うようになりました。そして、先月、月末までお金が滞ることなく生活することができました。こんなことは、彼にとっては記憶にないくらい昔のことだそうです。「スマホ、別にいらんかも」と言ってニヤッと笑うその姿は、なんだか幸せそうでした。

このことから、「お金がない」人の支援について考えています。

本当の支援は、この「実感」を取り戻すことのお手伝いをするのかなと思います。

「実感」することは「痛み」がともないです。その「痛み」をしっかりと感じ、苦しむことを応援することなのかもしれません。家賃の分割交渉やフードバンクの食糧支援ではなく。

クリスマス。

町は賑やかな電飾と楽しい音楽であふれています。「お金がない」と住む家を失いそうになったり、明日の食べるものさえ買えなくなってしまう人たちの相談は続いています。

からしだねセンターでは、「お金がない」と訴える人たちのそばで、その現実の痛みをしっかりと受け止めるお手伝いをしていきたいと思っています。

この1年も、たくさん励ましと具体的なサポートをいただきましたことを、心から感謝しています。



主任 鍋島愛信 (精神保健福祉士・社会福祉士)

いつも、からしだねワークスの活動に 注目し、協力していただけて有難うございます。

新型コロナウイルスの感染に伴う影響はこの1年で大きく変化し、2020年以前のような人の動き、街の景色、社会の空気に戻って来たようです。外国からの観光客も多く見かけるようになり、あちこちで密な状況が見られますが、マスクをしていない人たちも多くなって、気持ち的には少し軽くなった気がします。

一方で良くも悪くもコロナがもたらした影響はいたる所、さまざまな場面で見られ、その変化を受け入れていくしかない面も見られます。そして今後もジワジワと表面化してくる影響の結果に直面していくものと考えます。

就労支援の現場でもその影響を感じずにはいられません。

一つは就労支援をおこなう事業所側の変化です。京都市東部圏域、特に山科区では2020年度以降、新規の事業所が次々と立ち上げられています。利用者の選択肢が広がること、多様性という意味では決して悪いことではないと思いますが、果たして潜在的な利用者の数に対して事業所の数が適正なのか？供給側が多過ぎると利用者の取り合いのような競争が生まれ、一人でも多く取り込むために、楽しさやお得をうたい文句に利用者を「募集」するチラシ等を目にするのが増えました。また、これは福祉の就労支援なのか？

# ワークス報告

福祉的なマインドや哲学・理念が見えてこないようなうたい文句や運営実態が浮かび上がって来ています。

もう一つは就労支援を利用する方々の変化です。事業所側の募集の仕方の影響もあるのですが、できるだけ楽な作業で高い工賃を求める層の割合が増えているように感じます。事業所の情報はSNSを通じて利用される方々の間でシェアされ、事業所の評価も行われます。

「もう一度就職したい」「自分なりの働き方をみつきたい」「できるだけ自分で稼いだお金で生活したい」等いろんな課題や壁はあるが「自分はこうなりたい」という希望や目標があるからこそ、その実現やステップとして福祉の就労支援を利用されるのだと思いますが、目先のメリットに流れていくような空気を感ずります。

何が悪い、どこが悪いなど一概に言えるものではありませんが、そもそも福祉の就労支援ってどういうことなのか？今の福祉制度や福祉サービスは何の



ためにあるのか？ その意味や成り立ちを考え、福祉の就労支援について、一度は考えを深めることをしたいままの制度利用(事業者も利用者も)は本質的な意味や役割からズレてしまふような気がしてなりません。

私たち、からしだねワークスも自らに問い直しながら、学びながら質の高い支援が提供できるように努力や工夫を重ねつつ、からしだねワークスだから利用したいと思ってもらえ、よりたくさん利用してもらえ、場所にするため、ワークスの利用者さんと共に頑張っていきます。

からしだねワークスの案内チラシも一新し、私たちはどういう人を応援し、就労支援の専門職としてどう支援するのかを示していきます。

からしだねワークスも、そこで働く利用者さんも、地域や社会に無くてはならない存在として位置付けられるよう、引き続き頑張ります。

これからも変わらずご注目、ご協力のほどよろしくお願い致します。

<2023年8月17日~2023年12月15日>

【ご寄附者様】

石川 裕二様  
一村 洋子様  
インマヌエル京都西教会様  
インマヌエル京都西教会様  
インマヌエル枚方キリスト教会様  
江口 真理様  
大頭 眞一様  
奥野 英子様  
長田 啓子様  
影林 幸子様  
加藤 哲也様  
株式会社エナテクス様  
日本国際ギデオン協会京都支部様  
櫻井 郁夫様  
里村 佳子様  
砂川 晋治様  
税理士法人ブレインズ様  
出村 紫野舞様  
戸谷 御国様  
中上 幸三様  
中村 博子様  
ノートルダム教育修道女会様  
野崎 康明様  
畑野 研太郎様  
林 貞子様  
廣見 勉様  
深谷 与那人様  
不破 弘様  
本多 倫子様  
松本 聡子様  
松本 美穂様  
三谷 洋子様

宮田 咲子様  
森 尚江様  
山本 裕子様  
吉村 和記様  
よつ葉ホームデリバリー京滋様  
脇 巖様  
渡辺 芳子様  
井上 清治様 結果様  
株式会社 Motion Info. 様  
株式会社 田中工務店様  
匿名様

【後援会ご協力者様】

青木 秀次様  
青田 勝彦様 惠子様  
青山 郁夫様  
入江 尚志様  
石川 裕二様  
磯野 純子様  
伊藤 順子様  
猪股 祐子様  
岩田 和子様  
江口 真理様  
大窪 美祈様  
大山 孜郎様 悠子様  
岡 美智代様  
奥野 英子様  
長田 啓子様  
垣見 美子様  
勝又 隆様  
勝本 博子様  
加藤 哲也様  
川瀬 勝也様

北村 洋様  
北山 繁美様  
北山 忠生様  
桐山 起世子様  
小金丸 幹夫様  
小島 悦子様  
近藤 美和子様  
坂岡 敏延様 千恵子様  
坂岡 学様  
佐倉 富男様  
櫻井 郁夫様  
清水 昇蔵様  
杉浦 孝夫様  
砂川 晋治様  
砂川 孫四郎様  
砂地 一夫様  
瀬戸 圭子様  
高矢 祐子様  
武山 忠弘様  
多田出 佳代子様  
谷 暢宏様  
玉田 貞子様  
小笹 輝子様  
寺井 直江様  
戸谷 御国様  
中澤 博子様  
中野 富美子様  
中村 尚司様 禮子様  
中村 博子様  
西村 雅代様  
萩原 武様  
橋本 久美子様  
畑 陽子様  
畑野 研太郎様

林 貞子様  
姫野 眞知夫様  
広岡 貞之様  
藤原 まさ子様  
細見 忠雄様  
保福 悦子様  
本多 倫子様  
前川 洲子様  
松栄 純子様  
松岡 弥生様  
松永 美保子様  
松本 聡子様  
松本 美穂様  
三浦 良夫様  
宮田 咲子様  
森 尚江様  
森川 惠子様  
山崎 信義様 惠子様  
山崎 春幸様  
山根 ひろみ様  
山本 裕子様  
和田 義則様  
渡辺 芳子様  
井上 清治様 結果様  
株式会社 田中工務店様  
山下 愛子様  
匿名様

【CLCからしだね書店 支援ご協力者様】

石内 千尋様  
田中 淳様  
山根 ひろみ様  
和田 義則様

方が一、漏れがございましたら  
ご一報くださいますよう、  
よろしくお願いいたします。

「社会福祉法人ミッションからしだね」の  
後援会にもご協力をいただき、誠に  
ありがとうございます。このたびは、  
報・催し等のご案内、お返事を  
させていただきます。このたびは、  
後援会に入会された方、ご入会  
いただき、誠にありがとうございます。  
後援会に入会された方、ご入会  
いただき、誠にありがとうございます。  
後援会に入会された方、ご入会  
いただき、誠にありがとうございます。

後援会にご協力を...

年会費 個人様 1口 3,000円  
団体様 1口 10,000円

会費振込先 郵便振替

口座番号: 00970-2-222380

加入者名: 社会福祉法人ミッションからしだね後援会

後援会入会・継続の方は、同封の振込用紙を  
ご利用ください。寄付金控除領収書を  
ご希望の方は、振込用紙の通信欄に  
「寄付用領収書希望」とお書きください。

※既にお振込みいただいている会員様は、お見過ごしください。



からしだね館のホームページにアクセス  
してください



編集後記

◆あちこちで「もう12月ですね。早い!」という声が聞こえてきます。◆今号も、引き続き「就労支援」についての記事を掲載しました。仕事をする、ということが、私達の暮らしにもたらすものは何なのか? 人生にどんな影響を与えるものなのか? あらためて考えさせられます。◆さんさん山城で起きていることは、決して他人ごとではないと思い、今回、さんさん山城の許可をいただいて、掲載いたしました。折しも、芸能界ではジャニーズや宝塚など、今まで見過ごされてきた性的虐待やパワハラの問題が表面化した年でした。虐待とは何か? を考えるときに、同時にすべての人の人権についても、配慮される社会であってほしいと思います。◆メリークリスマス! 戦禍の中で苦しむ人たちの上にも、クリスマスの祝福がありあすように。そして、新しい年が、皆様にとって、幸せな一年となりますように。[MS.]

次号は2024年7月の予定です!